

医療機関等連携強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 乳児院における医療機関との連携強化を図り、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童（以下「医療的ケアが必要な児童」という。）の円滑な受入を促進することを目的に実施する、医療機関等連携強化事業を実施するための経費に対する補助金の交付については補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、医療機関等連絡調整員（乳児院等多機能化推進事業の実施について（平成30年3月28日子発0328第7号厚生労働省子ども家庭局長通知）の別紙乳児院等多機能化推進事業実施要綱第3の2（3）に規定する医療機関等連絡調整員をいう。以下同じ。）を配置している乳児院を設置している社会福祉法人とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、事業の実施に要する人件費、旅費及び需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費及び光熱水費）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助の対象となる経費の総額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、医療機関等連絡調整員を配置した月の月末までに補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類については、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、乳児院医療機関等連携強化事業活動計画書（第1号様式）とする。

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 乳児院医療機関等連携強化事業活動報告書（第2号様式）
- (2) 医療機関等連絡調整員に給与等を支払ったことを証明するもの
- (3) 医療機関等連絡調整員の出勤簿の写し
- (4) 旅費及び需用費の経費を支払ったことを証明するもの

(関係書類の保存)

第7条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿等を

当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第８条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年８月１日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

乳児院医療機関等連携強化事業活動計画書

1	施設名		
2	経営主体		
3	定員	名（暫定定員	人）
4	医療機関等連絡調整員 氏名		
5	医療機関等連絡調整員 の保有資格		
6	継続的な医療的ケアが必要な児童数（単なる風邪は除く。）		名
7	主な疾病 （上位 3 つ）	（ 1 ）	
		（ 2 ）	
		（ 3 ）	
8	いちばん重いと思われる 疾病		
9	主に連携している医療機 関等		
10	医師（又は嘱託医）との連携状況		

第 2 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

乳児院医療機関等連携強化事業活動報告書

1	施設名		
2	経営主体		
3	定員	名（暫定定員	人）
4	医療機関等連絡調整員 氏名		
5	医療機関等連絡調整員 の保有資格		
6	継続的な医療的ケアが必要な児童数（単なる 風邪は除く。）		名
7	主な疾病 （上位 3 つ）	（ 1 ）	
		（ 2 ）	
		（ 3 ）	
8	いちばん重いと思われる 疾病		
9	主に連携している医療機 関等		
10	医師（又は嘱託医）との連携状況		